

吉川市市勢要覧作成業務に係るプロポーザル実施要領

I 一般事項

1. 目的

令和3年4月の市制施行25周年という節目にあたり、市政の現況と吉川市が有する自然、歴史、文化などを視覚的に市内外に広く発信すると共に、「人とまちが輝く未来都市 よしかわ」の実現に向けて、市民と行政が市政の方向性と将来のイメージを共有できるようにすることを目的とし漫画による市勢要覧を作成する。

また、これらの業務の目的及び内容に最適な受注者を選定するためにプロポーザルを実施する。

2. プロポーザル方式概要

- (1) 名称：吉川市市勢要覧作成業務委託に係るプロポーザル(以下「プロポーザル」という。)
- (2) 主催者：吉川市（政策室広聴広報担当）
- (3) 選定方法：提出された書類による審査を実施。
- (4) 実施スケジュール

項目	日程
実施要領等の公表	7月5日（月）
参加表明書の提出期限	7月12日（月）
実施要領等に関する質問受付期限	7月12日（月）
実施要領等に関する質問回答日	7月15日（木）
企画提案書の提出期限	7月28日（水）
審査の結果通知	8月4日（水）
契約締結	8月12日（木）

※受け付けなどは、平日の午前8時30分から午後5時までとする。

※日程は変更になる場合がある。

3. 委託業務概要

- (1) 委託業務名：吉川市市勢要覧作成業務委託
- (2) 履行期間：契約締結日から令和4年1月31日（月）まで
- (3) 業務内容：別紙「吉川市市勢要覧作成業務委託仕様書」のとおり
- (4) 委託上限額：1,478,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記委託上限額を超える見積額を提案した場合は、書類審査において失格とします。

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 吉川市での打ち合わせなどに出席でき、緊密な連絡調整が可能であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更生手続きまたは再生手続きの開始の申し立てがなされた場合は、更生計画の認可決定または再生計画の認可決定がなされていること。
- (5) 国税及び地方税を完納（未納がある場合は、参加申込時点で納期未到来のものは除く。）している者であること。

5. 申し込み及び企画提案書類の提出

本プロポーザルへ参加意思がある事業者は、次のとおり参加表明書（様式第 1 号）及び企画提案書を提出すること。

(1) 参加表明書の提出

- ・提出場所：吉川市役所政策室広聴広報担当（埼玉県吉川市きよみ野一丁目 1 番地）
- ・提出期限：**7 月 12 日（月）** 午後 5 時まで必着
- ・提出方法：提出場所へ直接持参または郵送（配達証明）によること
- ・添付書類：会社概要書（様式 2 号）※パンフレットなどがある場合は添付すること
業務実績調書（様式 3 号）
業務実施体制調書（様式 4 号）

(2) 企画提案書の提出

- ・提出場所：吉川市役所政策室広聴広報担当（埼玉県吉川市きよみ野一丁目 1 番地）
- ・提出期限：**7 月 28 日（水）** 午後 5 時まで必着
- ・提出方法：提出場所へ直接持参または郵送（配達証明）によること
- ・提出書類及び部数

①マンガ見本（A4 版、書式は自由）…5 部

- ・表紙を含め 8 ページ以内で作成すること。
- ・業務の目的を踏まえたストーリーとすること。
- ・子どもから大人まで幅広い年齢層をターゲットとする。
- ・マンガ見本には、以下に記載するキャラクターやキーワードを用いること。
- ・コマ割りなどは自由とする。
- ・色はフルカラーとする

キャラクター	キーワード
<ul style="list-style-type: none"> ・吉川市イメージキャラクター「なまりん」 ・吉川市任期付職員「吉川ねぎ夫」 ※両キャラクター共、別紙1参照	なまず、吉川ねぎ、川、米、桜、25周年

②見積書（A4版 書式は自由）…1部

見積書には積算内訳として、（ア）マンガ原稿制作費（吹き出し内デザイン費や構成費など細分化できる場合は内訳も記載）、（イ）表紙周りデザイン費、（ウ）web掲載二次使用料、（エ）その他（具体的な費目を表記すること）の経費を明記すること。

※見積書に記載する額は、税抜き金額とすること。

6. 質問の受付・回答

(1) 質問受付

①受付時間：参加表明の日から **7月12日（月）** 午後5時まで必着

②提出方法：担当課へ持参、ファクシミリまたはメールで提出。ファクシミリまたはメールで提出した場合は、正しく受信されたか電話にて確認すること。

③提出書類：プロポーザル質問書（様式第5号）

(2) 質問回答

全ての質問を取りまとめた後、参加表明をした事業者へ **7月15日（木）** までに電子メールで回答する。

II 選定

企画提案書の審査

選考審査は、表の「評価基準」のとおり配点を行い、結果を **8月4日（水）** までに全ての参加者に書面で発送する。なお、この選定結果に対する異議申し立ては受理しない。

表 評価基準

評価項目		点数	
1 業務遂行能力			
(1) 企画・編集・デザイン等ができる体制が整っているか	5	20	
(2) 作業工程は無理のない日程になっているか	10		
(3) 他自治体等での実績が十分にあるか	5		
2 企画構成			
(1) 内容は読者の市政への関心を高める内容になっているか	15	30	
(2) 分かりやすい言葉・文章構成で作成しているか	15		
3 デザイン内容			
(1) 幅広い世代が読むのに適したデザインになっているか	10	30	
(2) 吉川市のイメージ向上に寄与するデザインになっているか	10		
(3) 紙面全体の配置はバランスが取れているか	10		
4 業務委託料の見積金額			
20点×(最低見積価格÷見積価格) ※小数点第2位は四捨五入とする		20	
合計		100	

配点別評価点表

配点	評価の目安と得点表					
	非常に優れている	優れている	標準	劣っている	非常に劣っている	提案なし
5	5	4	3	2	1	0
10	10	8	6	4	2	0
15	15	12	9	6	3	0

※点数は1点刻みで採点します。例えば10点の項目で「非常に優れている」「優れている」の間の場合9点を付ける場合があります。

Ⅲ その他

1. 優先交渉権の獲得

審査の結果、点数が最も高かった事業者が、吉川市市勢要覧作成委託業務を随意契約で締結する優先交渉権を得る。

ただし、優先交渉権が契約締結までの間に、この要領等における参加資格を有しなくなった場合には、評価結果が次点の事業者を新たに優先交渉権者として手続きを行う。

2. 失格事項

次のいずれかに該当した事業者は失格とする。

- ①提出書類に虚偽の記載をした場合
- ②審査の公平性を害する行為があった場合
- ③本実施要領に従わなかった場合

3. その他

- ①本プロポーザル実施について説明会は実施しない
- ②企画提案書の提出は、1事業者について1案しか行うことができない
- ③提出された書類は返却しない
- ④プロポーザルに要した費用は、参加者の負担とする
- ⑤特別な事情が無い限り、見積額を契約額とする
- ⑥提案書類の著作権類の取扱いについては、提出書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属する。ただし、業者選定の結果の公表において市がこの事業に関し必要と認める用途については、提案書の全部または一部を無償で使用できるものとする。

4. 担当

住所：342-8501 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地

吉川市役所 政策室広聴広報担当 鈴木・吉田

電話：(048)982-5112

ファクス：(048)981-5392

e-mail：seisaku2@city.yoshikawa.saitama.jp